

議案第23号

大阪市立心身障害者リハビリテーションセンター条例の一部を改正する 条例案

大阪市立心身障害者リハビリテーションセンター条例（昭和59年大阪市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第6条の2第2項」を「第6条の2の2第2項」に改め、「同条第3項に規定する医療型児童発達支援（以下「医療型児童発達支援」という。）」を削る。

第3条中第4号を削る。

第4条第2項中「から第4号まで」を「及び第3号」に改める。

第6条第2項及び第10条第2項中「及び医療型児童発達支援センター」を削る。

第13条第1項中「並びに福祉型児童発達支援センター及び医療型児童発達支援センター」を「及び福祉型児童発達支援センター」に改め、同条第2項中「若しくは医療型児童発達支援センター」を削り、同条第3項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号を第6号とする。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第2条第2号の改正規定（「第6条の2第2項」を「第6条の2の2第2項」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

平成27年 2月13日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

医療型児童発達支援センターを廃止するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市立心身障害者リハビリテーションセンター条例 (抄)

(事 業)

第2条 センターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

(1) 省 略

(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2 第2項に規定する児童発達支援（以
第6条の2の2

下「児童発達支援」という。）、同条第3項に規定する医療型児童発達支援（以下「医療型児童発達支援」という。）、同条第5項に規定する保育所等訪問支援（以下「保育所等訪問支援」という。）及び同条第6項に規定する障害児相談支援（以下「障害児相談支援」という。）

(3)-(5) 省 略

(施 設)

第3条 センターは、前条に規定する事業を行うため、次に掲げる施設をもって構成する。

(1)-(3) 省 略

(4) 児童福祉法第43条第2号に規定する医療型児童発達支援センター（以下「医療型児童発達支援センター」という。）

(休館日)

第4条 省 略

2 前項の規定にかかわらず、第14条の規定により前条第2号から第4号までに掲げる施設（以
及び第3号

下「代行施設」という。）の管理を行うもの（以下「指定管理者」という。）は、代行施設の設備の補修、点検又は整備、天災その他やむを得ない事由があるときは、あらかじめ市長の承認を得て、同項の規定による休館日を変更し、又は臨時の休館日を定めることができる。

3-4 省 略

(使用資格)

第6条 省 略

2 福祉型児童発達支援センター及び医療型児童発達支援センターを使用することができる者は、次に掲げる者とする。

(1)-(4) 省 略

(準 用)

第10条 省 略

2 前3条の規定は、福祉型児童発達支援センター及び医療型児童発達支援センターの使用について準用する。この場合において、第7条中「前条第1項第1号に掲げる者（以下「介護給付費等受給者」という。）」とあるのは「第6条第2項第1号、第3号又は第4号に掲げる者」と、「ときは」とあるのは「ときは、通所給付決定を受けた者又は同項第3号若しくは第4号に掲げる者は」と、第8条中「介護給付費等受給者」とあるのは「第6条第2項第1号、第3号又は第4号に掲げる者」と、前条第2号中「前条各号」とあるのは「第10条第2項の規定により準用する前条各号」と読み替えるものとする。

(利用料金)

第13条 市長は、指定管理者に障害者支援施設の使用（介護給付費等受給者に係るものに限る。

以下本条において同じ。）並びに福祉型児童発達支援センター及び医療型児童発達支援センター

及びの使用（第6条第2項第1号、第3号又は第4号に掲げる者に係るものに限る。）に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

2 障害者支援施設の使用の許可を受けた者又は第6条第2項第1号、第3号若しくは第4号に掲げる者が施設を使用しようとするときは、障害者支援施設の使用の許可を受けた者又は福祉型児童発達支援センター若しくは医療型児童発達支援センターの使用の許可を受けた者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

3 利用料金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。

(1)～(3) 省 略

(4) 医療型児童発達支援に関して通所給付決定を受けた者 前号の合計額に児童福祉法第21条の5の28第2項に規定する肢体不自由児通所医療（食事療養（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第2項第1号に規定する食事療養をいう。）を除く。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額を加算した額

(5)～(7) 省 略

(4) (6)

4 省 略